

○北上市立学校施設の開放条例

平成22年12月22日

条例第33号

改正 平成23年12月15日条例第23号

平成31年3月22日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）に定める北上市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を市民に開放することを目的とする。

（平23条例23・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において、「学校開放」とは、学校施設を学校教育に支障のない範囲内で北上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市民に使用させることをいう。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

(1) 屋外運動場

(2) 体育館

(使用者の範囲)

第4条 開放施設を使用できるものは、教育委員会に学校施設開放使用登録の承認を受けた団体とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(施設使用料)

第5条 開放施設の使用料は、別表第1に定める額とする。

(夜間照明使用料)

第6条 屋外運動場の夜間照明の使用料は、別表第2に定める額とする。

(施設使用料の減免)

第7条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の規定により、使用料を減免することができる。ただし、前条に規定する夜間照明の使用料は、減免の対象としない。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載して市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 施設の使用日時

(3) 減免の事由

(4) その他必要な事項

(使用料の不還付)

第8条 既納の施設使用料及び夜間照明使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の廃止)

2 北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（平成3年北上市条例第84号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に使用申請する施設使用料及び夜間照明使用料から適用する。

4 施行の日の前日までに、廃止前の北上市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の規定によりなされた処分、許可及びその他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正部分は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市立学校施設の開放条例に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に許可する使用料から適用し、施行の日前に申請した使用料については、なお、従前の例による。

別表第1（第5条関係）

（平31条例10・一部改正）

施設使用料

学校名	施設名	単位	使用料
北上市立黒沢尻東小学校	体育館	1時間	円
北上市立黒沢尻西小学校			100
上記以外の小学校及び中学校	体育館	1時間	200

別表第2（第6条関係）

（平31条例10・一部改正）

夜間照明使用料

学校名	単位	使用料
北上市立江釣子小学校	1時間	円 1,040
北上市立上野中学校	1時間	1,250
北上市立北上中学校	1面1時間	940
北上市立東陵中学校	1時間	1,460
北上市立北上北中学校	1時間	1,250
北上市立和賀西中学校	30分	310
北上市立和賀東中学校	30分	310